

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案参照条文

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）の施行後）

（航空従事者技能証明）

第二十二条 国土交通大臣は、申請により、航空業務を行おうとする者について、航空従事者技能証明（以下「技能証明」という。）を行う。

（資格）

第二十四条 技能証明は、次に掲げる資格別に行う。

定期運送用操縦士

事業用操縦士

自家用操縦士

准定期運送用操縦士

一等航空士

二等航空士

航空機関士

航空通信士

一等航空整備士

二等航空整備士

一等航空運航整備士

二等航空運航整備士

航空工場整備士

（技能証明の限定）

第二十五条 国土交通大臣は、前条の定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送用操縦士、航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、航空機の種類についての限定をするものとする。

2 国土交通大臣は、前項の技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、航空機の等級又は型式についての限定をすることができる。

3 （略）

（業務範囲）

第二十八条 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明（航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び第三十一条第一項の航空身体検査証明）を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。ただし、定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士若しくは航空機関士の資格の技能証明を有する者が受信のみを目的とする無線設備の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者で電波法第四十条第一項の無線従事者の資格を有するものが、同条第二項の規定に基づ

き行うことができる無線設備の操作を行う場合は、この限りでない。

2 技能証明につき第二十五条の限定をされた航空従事者は、その限定をされた種類、等級若しくは型式の航空機又は業務の種類についてでなければ、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。

3 (略)

(試験の実施)

第二十九条 国土交通大臣は、技能証明を行う場合には、申請者が、その申請に係る資格の技能証明を有する航空従事者として航空業務に従事するのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために、試験を行わなければならない。

2 試験は、学科試験及び実地試験とする。

3 学科試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

4～6 (略)

(技能証明の限定の変更)

第二十九条の二 国土交通大臣は、第二十五条第二項又は第三項の限定に係る技能証明につき、その技能証明に係る航空従事者の申請により、その限定を変更することができる。

2 前条の規定は、前項の限定の変更を行う場合に準用する。

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一～六 (略)

七 第二十二条の技能証明を申請する者

八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者

九～二十二 (略)

別表(第二十八条関係)

資格	業務範囲
定期運送用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 一 事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、構造上、その操縦のために二人を要するものの操縦を行うこと。 三 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの(当該特定の方法又は方式により飛行する航空機に限る。)の操縦を行うこと。

事業用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 一 自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 三 航空機使用事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 四 機長以外の操縦者として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 五 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、構造上、一人の操縦者で操縦することができ、当該特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機にあつては、当該特定の方法又は方式により飛行する航空機を除く。）の操縦を行うこと。
自家用操縦士 准定期運送用操縦士	航空機に乗り組んで、報酬を受けないで、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 一 機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと。 二 機長以外の操縦者として、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機であつて当該特定の方法又は方式により飛行するものの操縦を行うこと。
(略)	(略)

○航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）

（航空従事者技能証明等に係る手数料の額）

第三条 法第百三十五条第七号から第十一号までに掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。

別表第三（第三条関係）

納付しなければならない者	区分	手数料の額
一 法第二十二條の航空従事者技能証明を申請する者	学科試験を受けようとする場合 実地試験を受けようとする場合	五千六百元
	定期運送用操縦士の資格試験	六万七千四百円
	事業用操縦士の資格試験	五万六千五百円
	の飛行機、回転翼航空機及び飛行船に係るもの	四万八千円
	の滑空機に係るもの	二万五千四百円
	の動力滑空機	四万六千四百円
	の滑空機に係るもの	二万五千四百円
	の飛行機、回転翼航空機及び飛行船に係るもの	四万六千四百円
	の動力滑空機	四万六千四百円
	の滑空機に係るもの	二万二千八百円
	の動力滑空機	四万六千四百円
	の滑空機に係るもの	二万二千八百円
	の動力滑空機	四万六千四百円
一等航空士の資格試験		五万三千五百円

三〇七 (略)	(略)	二 法第二十九条の 二 第一項の航空従 事者技能証明につ いての限定の変更 を申請する者		学科試験を受けようとする場合 実地試験を受け ようとする場合	定期運送用操縦士の資格試験	飛行機、回転翼航空機及び飛行船に係るもの	動力滑空機	四万八千円
		事業用操縦士の資格試験	の		動力滑空機	四万八千円		
		自家用操縦士の資格試験	飛行機、回転翼航空機及び飛行船に係るもの		上級滑空機	二万五千四百円		
			の		動力滑空機	四万八千円		
			滑空機に係るもの		上級滑空機	二万五千四百円		
		航空機関係士の資格試験				四万二千円		
		一等航空整備士の資格試験				二万二千八百円		
		二等航空整備士の資格試験				三万九千七百円		
		一等航空運航整備士の資格試験				三万九千八百円		
		二等航空運航整備士の資格試験				三万四千七百円		
		航空工場整備士の資格試験				三万五百円		
						二万八千円		
			三万九千八百円					
			(略)					